

公立の劇場・音楽堂の機能



①優れた文化芸術体験の機会の提供

* 各種公演、コンサートほかの開催(主催、共催、貸館)。

②市民の文化活動の場の提供、活動支援

* 市民の稽古、練習、打ち合わせ、発表、交流の場の提供。(貸館、場の提供)

* 市民の創作活動の支援。(活動支援)

③市民の創造発信・普及事業

* 市民参加型事業(創造発信事業)、ワークショップ、アウトリーチ。(参加体験、普及)

④貸館として様々な用途の利用に提供(一般利用)

① + ② + ③ = 利用者は市民の10~20%程度か。

公的資金を投入している文化施設が、一部の文化芸術愛好者、団体のための施設であっていいのだろうか？

* 文化芸術とは関係ないと思っている市民とどう関わっていくか。

新しい文化政策⇒劇場法⇒社会包摂⇒アートによる社会課題の解決

新しい文化政策の流れ



事業の考え方

狭義の文化政策⇒広義の文化政策

アートによる新しい価値の創造と社会課題の解決

現代のアートは新しい価値観を提示し、新しい人と社会の在り方を創造する。

演劇のワークショップ(コミュニケーション能力向上、社会との関係性の改善)、音楽療法(心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上)

* 信州まつもと大歌舞伎、越後妻有トリエンナーレ、瀬戸内国際芸術祭。

事業の対象者

文化芸術愛好者、文化芸術団体⇒すべての市民

社会包摂(social inclusion)の考え方

老若男女、人種、国籍、障がいの有無、その他個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、すべての住民が対象者。

キーワード

孤立させない、排除しない。誰に対しても開かれている、誰もがアクセスできる。居場所と役割がある。